

観光拠点施設整備事業プロポーザル実施要領

観光拠点施設整備事業を実施するにあたり、業務委託事業者を選定するため、次のとおりプロポーザルを実施します。

第1. 趣旨

テラスゲート土岐内まちゆいにおいて、密接・密集・密閉をさけるなど新型コロナウイルス感染症対策を実施した安心・安全な施設にするとともに、東美濃全体の観光拠点施設とするための内装改修（設計・施工）を行う事業者を企画提案（プロポーザル方式）により選定します。

この業務を委託するにあたり、業務委託の内容、プロポーザルにあたっての参加要件等を、実施要領で定めます。

第2. 募集内容

1. 業務委託名

観光拠点施設整備事業

2. 業務内容等

観光拠点施設内装等改修工事

※別紙「仕様書」のとおり

3. 履行期間

契約の日から令和3年9月15日まで

4. 委託費の上限

30,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※上記金額は、設計費、施工費及び什器等一式の額

5. 選定方式

公募型プロポーザル方式

第3. プロポーザルに係る事項

1. プロポーザルの参加要件

プロポーザルに参加できる者は、事業を効果的かつ効率的に実施することができる法人であって、以下のア及びイの条件を満たすものとします。

ア. 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

イ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）
第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

2. 提出書類

ア. プロポーザル参加申込書（様式第1号） 1部

イ. 法人概要書（様式第2号） 1部

ウ. 企画提案書（表紙は様式第3号。それ以外は任意様式） 正本1部、副本5部

- ・表紙（様式第3号）は、正本のみに付けてください。
- ・副本5部において、法人名及び個人名を推測できる表現を入れないようにしてください。
- ・企画提案書については、プロポーザル審査委員会におけるプレゼンテーション資料となります。（プレゼンテーション当日、提出済みの企画提案書以外の資料等の配布は認めません。）
- ・後述の評価項目（第4. 1. ウ）を踏まえた企画提案書の構成に努めてください。
- ・企画提案書の様式等は、日本工業規格 A4 縦型又は横型（一部 A3 版資料折込使用可）とします。（片面印刷とします。）

エ. 企画提案内容に要する経費の見積書（任意様式） 1部

3. 提出期限

プロポーザル参加申込書等（第3. 2. ア・イの書類）：令和3年5月7日（金）

企画提案書等（第3. 2. ウ・エの書類）：令和3年5月20日（木）

4. 提出方法

持参、簡易書留郵便又は宅配便により提出してください。簡易書留郵便又は宅配便の場合は、提出期限までに必着するように手配し、送付物の到着確認を電話により行ってください。

5. 提出先

〒509-5192 岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101 番地

土岐市観光協会（土岐市役所地域振興部産業振興課内）

（メールアドレス：toki-kankou@city.toki.lg.jp）

担当：堀田（0572-54-1111 内線317）

6. プロポーザルの日程等

ア. スケジュール

項 目	日 程
①実施要領等の公表・配布	令和3年4月23日（金）～ 令和3年5月7日（金）
②実施要領等に関する質問受付	令和3年4月23日（金）～ 令和3年5月6日（木）正午
③プロポーザル参加申込受付期間	令和3年4月23日（金）～ 令和3年5月7日（金）17:00 必着
④企画提案書受付期間	令和3年4月23日（金）～ 令和3年5月20日（木）17:00 必着
⑤プロポーザル審査委員会	令和3年5月下旬
⑥審査結果の通知・公表	令和3年5月下旬

イ. 実施要領等の入手方法

実施要領等については、観光協会ホームページ（<https://toki-kankou.jp/>）から入手してください。（観光協会窓口又は郵送での配布は行いません。）

ウ. 実施要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 質問書提出方法

プロポーザルに参加するにあたって質問事項がある場合は、質問書（様式第4号）を観光協会宛にファックス又は電子メールにて提出してください。なお、受信確認のため、送信後に電話連絡をしてください。

ファックス番号：0572-55-7763

メールアドレス：toki-kankou@city.toki.lg.jp

※ファイル形式は、マイクロソフトワード文書ファイルとしてください。

② 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、随時、ホームページ上で公開します。ただし、回答できる質問については5月6日（木）までに回答します。また、質問回答の公表をもって、本実施要領等の追加又は修正とみなします。

エ. プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は失格又は無効となることがあ

ります。

- (1) 本業務の関係者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
 - (2) 他の提案者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - (3) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して企画提案内容を意図的に開示すること。
 - (4) 企画提案書類に虚偽の記載を行うこと。
 - (5) プロポーザル評価終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。
 - (6) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。
- ② 著作権・特許権等
- 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。
- ③ 複数提案の禁止
- 提案者から複数の企画提案書の提出は認めません。
- ④ 提出書類の変更の禁止
- 提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めません。
(軽微なものを除く。)
- ⑤ 返却等
- 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- ⑥ 費用負担
- 企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とします。
- ⑦ その他
- (1) プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとします。
 - (2) 提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとします。
 - (3) 企画提案書の提出後に辞退する場合は、プロポーザル審査委員会前日の午後5時までに、辞退届（任意様式）を観光協会に持参又は郵送により提出してください。

オ. 見積書作成に当たっての注意事項

金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額（税抜き）としてください。

第4. 審査及び評価に係る事項

1. 審査及び評価方法

ア. 企画提案書を審査及び評価するため審査委員会を開催します。審査委員によるプロポーザル方式において行います。（非公開）

イ. 提案者の評定に当たっては、審査項目に沿って企画提案書及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーションの内容について審査を行い企画提案の内容、事業の実施能力等を評価します。

ウ. 評価項目及び配点

下記の審査項目に基づき、プロポーザル審査委員会において評価を行い、最優秀提案者を選定します。

なお、企画提案書の評価項目及び配点は別表の通りとし、100点満点で評価します。得点が60点以上の者のうち最も得点の高い提案者を最優秀提案者とします。

- | | |
|------------|-----|
| ①企画提案内容 | 70点 |
| ②業務実績 | 5点 |
| ③見積額 | 5点 |
| ④プレゼンテーション | 20点 |

2. プロポーザル審査委員会

ア. 開催日時・開催場所 令和3年5月下旬

・日時、開催場所等については、後日通知します。

イ. 企画提案の所要時間（予定）

- ・プレゼンテーション 15分間
- ・審査委員からの質疑 10分間

ウ. 注意事項

- ・プレゼンテーションに際しては、提出された企画提案書を用いて説明を行ってください。
- ・プロポーザル審査委員会への出席人数は3人以内に行ってください。
- ・プレゼンテーションにおいては、本業務を受託した際の責任者又は従事者にて行うようにしてください。
- ・パソコン、プロジェクター、スクリーン等は観光協会側で準備します。

・審査委員会当日の資料配布は認めません。

3. 提案者が1者又はない場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても、プロポーザル審査委員会は開催し、評価の結果において基準点（60点）を満たすときは、当該提案者を最優秀提案者とします。基準点（60点）に満たない場合又は提案者がない場合は該当なしとします。

4. 選定結果の通知及び公表

選定結果は、選定後、プロポーザル参加者に文書で通知するとともに、観光協会ホームページ上で公表します。なお、電話等による問合せには応じません。

公表する内容は以下のとおりです。

・最優秀提案者及び次点者の名称

第5. 契約の締結

選定した最優秀提案者と観光協会が協議し、業務委託に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と観光協会との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、提案された内容が変わる場合があります。また、委託契約額は、観光協会の予算の範囲内において、確定した仕様書の内容に基づく最優秀提案者の見積額とします。

なお、選定した最優秀提案者と観光協会との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、選定結果において評価の合計点が次に高い提案者（最低基準点に満たない者を除く。）と協議を行うこととします。

第6. その他

1. プロポーザルに係る個別の説明会は開催しません。

2. 現地（テラスゲート土岐内「まちゆい」：土岐市土岐ヶ丘 4-5-3）確認を希望する場合は、土岐市観光協会（Tel.0572-54-1111 内線 317）に連絡してください。

3. 審査結果に関する異議申し立ては、受け付けません。

別表

審査項目		審査事項	配点
企画提案内容	①内装改修の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東美濃地域の魅力的な情報発信、商品販売ができる施設であるか ・ ターゲット層が集える施設であるか ・ 魅力的な自由提案があるか。 	40
	②新型コロナウイルス感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 密とならない空間の確保ができているか ・ その他評価に値する事項 	30
業務実績		<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に店舗改修業務実績があるか。 	5
見積額		<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な見積額となっているか。 	5
プレゼンテーション		<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画提案書の内容をよく補完しているか。 ・ 観光協会の要望に応え積極的に取り組む意欲が感じられるか。 	20

【評価点計算方法】

S評価	極めて優れている	配点×1.0
A評価	優れている	配点×0.8
B評価	普通	配点×0.6
C評価	やや劣っている	配点×0.4
D評価	劣っている	配点×0.2
E評価	不良	配点×0.0